

熊本大学皮膚科研修プログラム

1 プログラム概要・特徴

熊本大学病院皮膚科を研修基幹施設として、国立病院機構熊本医療センター、熊本赤十字病院、熊本市立熊本市民病院、くまもと森都総合病院、さらに熊本市外・県外の地域医療を担うために社会保険大牟田天領病院、下関医療センター、熊本労災病院、熊本総合病院、荒尾市民病院、くまもと県北病院を研修連携施設として、また、水俣市立総合医療センター、国立療養所菊池恵楓園を研修準連携施設として加えた研修施設群を統括する研修プログラムである。なお、本プログラムは各研修施設の特徴を生かした複数の研修コースを設定している。(③研修の方略を参照のこと)

また、本プログラムは九州大学医学部皮膚科、久留米大学皮膚科、産業医科大学皮膚科の研修プログラムと連携している。

2 研修の目標

皮膚疾患の高度な専門的知識・治療技能を修得し、関連領域に関する広い視野をもって診療内容を高める。医学の進歩に積極的に携わり、患者と医師との共同作業としての医療の発展に努める。さらには皮膚科専門医かつ科学者として、日本のみならず世界の皮膚科をリードする臨床医を育成することを目標としている。

3 研修の方略

それぞれの研修施設の特徴を生かした皮膚科研修を行い、研修カリキュラムに掲げられた目標に従って研修を行う。

1. 熊本大学病院皮膚科では医学一般の基本的知識技術を習得し、難治性疾患、稀な疾患、重症例などより専門性の高い疾患の診断・治療を行う。さらに医師としての診療能力に加え、教育・研究などの総合力を培う。また、少なくとも1年間の研修を行う。
2. 国立病院機構熊本医療センター皮膚科では、皮膚科救急疾患や皮膚感染症への診療を中心としつつ、Common Disease や重症慢性疾患にも適切に対応できる総合的な診療能力を培う。熊本赤十字病院では急性期疾患、とくに重症熱傷、重症感染症の救急対応、治療、手術を学ぶ。熊本労災病院では、急性期疾患、頻繁に関わる疾病に適切に対応できる総合的な診療能力を培う。くまもと森都総合病院、社会保険大牟田天領病院、下関医療センター、熊本市民病院、、熊本総合病院、熊本労災病院、荒尾市民病院、くまもと県北病院ではより多数の症例を経験し common disease に適切に対応できる総合的な診療能力を培う。また、これらの連携研修施設のいずれかで、原則として少なくとも1年間の研修を行う。
3. 準連携施設で、最長1年間の研修を行う可能性がある。
4. 研修モデルコース

熊本大学では、全ての診療科で、学位（博士号）がないと、助教以上の常勤職員にはなれません。専門医取得に4.5年間、大学院に4年間が必要ですが、専門医修練期間中に博士号（大学院）のキャリアを重ねることで、最短5年間で、専門医と学位の両方を取得できます。

コース	研修 1年目	研修 2年目	研修 3年目	研修 4年目	研修 5年目
a. 専門医最短コース	基幹	連携	連携	連携	基幹
b. 専門医取得後学位コース	基幹	連携	連携	大学院 (臨床)	大学院 (臨床)
c. 二刀流コース	連携	大学院 (臨床)	大学院 (臨床)	大学院 (研究)	大学院 (研究)
d. 学位基本コース	基幹	連携	大学院 (臨床)	大学院 (臨床)	大学院 (研究)
e : 基礎研究コース	連携	大学院 (研究)	大学院 (研究)	大学院 (研究)	大学院 (研究)

a : 専門医最短コース： 最短で皮膚科専門医を取得し、連携施設にて臨床医としての研修に重点をおいたプログラム。最終年次に基幹施設で後輩の指導を行うことにより自らの不足している部分を発見し補う。連携施設は原則として1-2年ごとで異動するが、希望や専門性により3年間同一施設も可能。

b : 専門医取得後学位コース： 皮膚科専門医を取得後に、大学院へ進学し研究を行うプログラム。社会人大学院として2年間は臨床を中心に研修し、専門医取得後に6,7年目で大学院での研究を行う。

c : 二刀流（専門医+学位最短）コース： 研修2年目に大学院へ進学し、博士号取得のための研究を開始するプログラム。社会人大学院として2年間は臨床を中心に基幹施設および関連施設で研修する。研修5年目で、専門医と学位の両方を取得できる。

d : 博士号基本コース： 研修3年目に大学院へ進学し、博士号取得のための研究を開始するプログラム。社会人大学院として2年間は臨床を中心に研修する。

e : 基礎研究コース： 大学院の4年間で基礎研究を行うプログラム。大学院卒業後、基幹施設での研修を行う。大学院（研究）4年間のうち2年間は専門医研修は休止の扱いとなり、大学院卒業後2年間の研修を行う必要がある。

4 研修の評価

1. 専攻医は「研修の記録」のA. 形成的評価票に自己評価を記入し、毎年3月末までに指導医の評価を受ける。また、経験記録は適時、指導医の確認を受け確認印をもらう。
2. 専攻医は年次総合評価票に自己の研修に対する評価、指導医に対する評価、研修施設に対する評価、研修プログラムに対する評価を記載し、指導医に提出する。
3. 専攻医は研修修了時までに全ての記載が終わった「研修の記録」、経験症例レポート15例、手術症例レポート10例以上をプログラム統括責任者に提出し、総括評価を受ける。
4. 研修プログラム責任者は、研修修了時に研修到達目標のすべてが達成されていることを確認し、総括評価を記載した研修修了証明書を発行し、皮膚科領域専門医委員会に提出する。